



平成 24 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長
兼最高経営責任者(CEO) 堀口 利美
(コード: 3647 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者(CFO)
兼経営管理本部長 長倉 統己
(TEL. 03-3796-0650)

子会社の異動を伴う株式譲渡及び行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)

(MS フラント) 調達資金使途等修正に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 31 日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社コネクトテクノロジーズ(以下「CT社」という。)の株式を当社社外取締役である佐藤辰夫氏に譲渡することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、同氏は、当社株式保有率 65.50%の支配株主であり、本取引は、支配株主との取引等に該当します。

なお、平成 24 年 5 月 11 日にお知らせしております「行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)の発行に関するお知らせ(MS フラント)」の調達資金の使途並びに支出予定時期を平成 24 年 7 月 4 日に修正しておりますが、この度の譲渡に伴い、改めて修正いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 株式譲渡の理由及び異動の方法

当社グループは、平成 23 年 3 月 1 日に設立した持株会社である株式会社コネクトホールディングスを中心として、これまで4つの事業セグメント(物販事業・システムソリューション事業・環境エネルギー事業・エンタテインメント事業)を展開してまいりました。

このうち、エンタテインメント事業につきましては、その後の事業遂行過程において、当初予定していた収益の見通しが困難であることが判明したことから、株式会社DLCを平成 23 年 12 月 26 日付で、株式会社ゲットバック・エンタテインメントを平成 24 年 3 月 6 日付で売却することにより、同事業から撤退いたしました。

その後、物販事業である株式会社SBY(株式会社ガットを存続会社として、平成 24 年 3 月 1 日付で旧株式会社SBYを吸収合併、以下「SBY社」という。)とシステムソリューション事業・環境エネルギー事業であるCT社により事業を構築してまいりました。

SBY社においては、第3四半期連結累計期間(平成 23 年 9 月 1 日～平成 24 年 5 月 31 日)のセグメント利益は 134 百万円とグループ経営管理機能である当社のコストを充当できるところまできております。

一層の収益の拡大を図るために、これまで抑制していたSBY社における販売促進費及び広告宣

伝費等の前向きな投資を行うべく、平成24年5月11日にお知らせしておりますとおり「行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ（MSワラント）」において、平成24年5月28日発行でBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundへ総額300百万円の新株予約権を割り当てており、その具体的な資金使途は、SBY社の販売促進費及び広告宣伝費（108.2百万円）、有限会社ブレーンへの借入金元利金返済（83.2百万円）、有限会社インターコスモスへの借入金元利金返済（30.1百万円）、堀口利美氏への借入金元利金返済（62.3百万円）としておりました。

その後、平成24年7月4日にお知らせしておりますとおり、「子会社における資金の借入及び行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）（MSワラント）調達資金使途等修正に関するお知らせ」において、当社筆頭株主であり社外取締役である佐藤辰夫氏から100百万円を借入れ、その具体的な資金使途は、SBY社における販売促進費及び広告宣伝費確保（40百万円）、有限会社インターコスモスへの借入金元金利一部返済（20.1百万円）、堀口利美氏への借入金元金利一部返済（39.9百万円）としておりました。

なお、佐藤辰夫氏からの借入に伴い、新株予約権の割当による資金使途は、SBY社の販売促進費及び広告宣伝費（53.2百万円）、有限会社ブレーンへの借入金元利金返済（83.2百万円）、有限会社インターコスモスへの借入金元利金返済（10.0百万円）、堀口利美氏への借入金元利金返済（22.4百万円）、佐藤辰夫氏への借入金元金返済（100.0百万円）に変更されております。

新株予約権の行使につきましては、平成24年8月31日現在、新株予約権の行使が62.5百万円あり、SBY社における販売促進費及び広告宣伝費等に41.7百万円、有限会社ブレーンへの借入金元利金返済に20.8百万円充当しております。

一方、CT社におけるシステムソリューション事業及び環境エネルギー事業においては、販売管理費等の削減により収支均衡となることを最重要課題として進めてまいりました。

CT社は平成12年5月の設立以来、システムソリューション事業として、携帯電話向けJavaソフトウェアの受託開発を中心に事業展開を行い、非接触型カード対応ソフトウェアの開発やモバイルサイトの自社運営、SNSサイトの構築運営等を行ってまいりました。

しかしながら、同事業につきましては、年々、競合他社が増加するとともに、CT社の営業力が十分でなかったことにより、システム開発並びにメンテナンス契約の受注数が減少しておりました。

CT社の得意分野である携帯電話向けJavaソフトウェア開発並びにメンテナンス契約においては、最近ではスマートフォンの台頭により、携帯電話の需要が減少してきたため、契約数は更なる減少傾向を見せておりました。このような契約数の減少により、売上高が減少するとともに、経常損失を毎年度計上する状態が続いており、過去3年間で2度のリストラによる人件費を含む販管費の見直しを行うも、恒久的な改善にはいたりませんでした。

また、環境エネルギー事業として、ITソリューションを駆使したエネルギー管理サービスを付加した太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした商材の企画販売を行う事業を展開してまいりました。

しかしながら、同事業につきましては、当初想定していた金融機関との連携が困難となり、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓が進まなかったため販売実績を得ることができませんでした。

CT社につきましては、様々なビジネスモデルや他社とのコラボレーションを検討するなど、方策を練ってまいりましたが、平成24年6月末現在（平成23年9月1日～平成24年6月30日）におけるCT社の営業利益は△159百万円と大幅な赤字となっており、来期以降においても赤字体質を脱却するための具体的な計画を構築することが出来ておりません。

株主のみなさまや取引先の期待に応えるためにも、当社グループの安定した黒字計上は必須であり、そのためには、SBY社の収益を圧迫するCT社において、大幅な改革を行わずに当社グループの恒久的な黒字経営は困難であると判断し、CT社の清算あるいは売却を模索いたしました。

このたび、大幅な改革案を模索している中で、当社及びC T社代表取締役である堀口利美氏並びにC T社の前代表取締役である杉江幸一郎氏に売却の提案をするも合意には至りませんでした。

当社筆頭株主であり、当社社外取締役である佐藤辰夫氏とも今後のC T社についての方向性を検討している過程で、佐藤辰夫氏から次の考えを提示いただきました。

- (1) 筆頭株主になってから1年以上、社外取締役に就任してから半年以上が経過した中で、C T社の事業計画案については説明を受け、提言はしてきたが、短期的な改善は困難であると判断する。
- (2) 当社グループの黒字経営を恒常化させるためにC T社のグループからの分離は必要であると判断する。
- (3) グループから分離した状態で長期的に改善策を検討できればC T社の再生の可能性もあると思われる。

以上の考えを踏まえたうえで、佐藤辰夫氏としては、長期的な検討が可能であれば、C T社が手がけてきたECサイト構築技術等が自身が関与する広告代理店会社の事業に何らかの形で寄与できるのではないかと考え、C T社の株式を100%取得し、自身によるC T社の経営を行うことも検討できる旨の申し入れがありました。

その後、当社は佐藤辰夫氏と売却に関する協議を進めてきた結果、C T社の株式を佐藤辰夫氏へ100%譲渡する案で当社取締役会に付議することといたしました。

また、取締役会付議に先立ち、社外監査役大森勲氏、社外監査役水品靖芳氏、社外監査役大松澤清隆氏の計3名の社外役員には、このたびの株式譲渡経緯、譲渡価額算定根拠の適正性、株式譲渡の相手先、譲渡株式数、譲渡価格の状況及び取締役会における決議方法について説明し、意見を求めました。

なお、次の理由により、当社並びにC T社が来期以降のC T社の事業計画を策定していないことについて、当社が譲渡株式の価額算定を依頼した岩田公認会計士事務所（代表者 公認会計士・税理士 岩田 潤、以下「算定機関」という。）には事前に説明している旨を、監査役3名に併せて説明いたしました。

- (1) C T社の経営推移に鑑みた際にC T社が来期以降も利益を発生させることは非常に困難であると判断している。
- (2) C T社の譲渡を前提としている。

監査役3名は、株式譲渡経緯、譲渡価額算定根拠の適正性、株式譲渡の相手先、譲渡株式数、譲渡価格の状況及び取締役会における決議方法について次のとおり意見を述べました。

- (1) 株式譲渡価額算定方法

算定機関が平成24年8月10日に算定した株価算定結果は、平成24年6月末現在の財務諸表等の諸資料、及び対象会社の置かれている状況等を総合的に検討した結果として算出されており、当該株価算定結果については、DCF法、市場株価平均法、類似上場会社法、配当還元法、純資産法の評価方法から検討を行っている。その中でも、C T社の経営推移に鑑みてC T社が来期以降も利益を発生させることは非常に困難であると判断している点、及びC T社の譲渡を前提としている点から、当社並びにC T社が来期以降のC T社の事業計画を策定していないためDCF法が不採用であったこと、当社がC T社を利用して今後もビジネスを行う意思を有しておらず、単なる財産としての性格が強くなっている観点より、純資産法が選択されたことは合理性があると判断する。

- (2) 株式譲渡価額

算定機関が算定した譲渡価額は1円であり、C T社が債務超過状態であることを考慮し、株価譲渡価額は公正であると判断する。

(3) 株式譲渡先

株式譲渡先の佐藤辰夫氏は当社筆頭株主並びに当社社外取締役であり、当社へ資金の貸付を行っている他は特筆すべき関係は無く、株価算定に基づいた譲渡価額の受け入れを表明していることから株式譲渡先としての合理性はあるものと判断する。

(4) 譲渡株式数

発行済株式数総数である 123,846 株の全てを譲渡することはC T社を譲渡する上で必須の株式数であることから、株式数についての合理性はあるものと判断する。

(5) 譲渡理由

C T社の増収の見込みが立たず、経費削減の対策を施すも根本的な収益改善にはいたっていない点、当社グループ全体を黒字経営に転換させることが最重要課題である点から考慮すると当該取引は、相当性、合理性があると判断する。

(6) 決議方法

利益相反の問題点を考慮し、特別利害関係人であり社外取締役である佐藤辰夫氏が当該取締役会決議に参加しない旨の報告を受けており、決議方法についても合理性があると判断する。

監査役 3 名から、以上の判断により、当社支配株主であり当社社外取締役である佐藤辰夫氏との当該取引等が法令に準拠した手続きを実施し、一般の取引条件と乖離することなく、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応されており、少数株主にとって不利益なものではないものと判断する旨の意見を確認しております。

当該取締役会においては、平成 24 年 8 月 31 日に決議、承認しておりますが、特別利害関係人に当たる当社社外取締役である佐藤辰夫氏は当該取締役会決議に参加しておりません。

なお、当社グループはC T社を中心とした I Tソリューションカンパニーグループを目指してまいりましたが、C T社から提供された I Tソリューション技術は、すでにS B Y社においてE Cサイト技術の構築という形で実現しております。

他方、C T社については、業績回復の見込みの目処が立たず、今後、S B Y社との更なるシナジー効果を発揮することは困難であると考えられ、C T社を譲渡することとし、今後はS B Y社を中心として、当社グループが持つ I T技術を活かしつつ、「ビジネスアライアンス&店舗運営事業」(物販事業)を中心に事業展開してまいります。(注)

また、当社の社名(商号)及び当社グループ体制につきましては、今後はビジネスアライアンス&店舗運営事業(物販事業)の展開により、お客様、お取引様、株主様、その他当社グループに携わっていただく全ての方々をコネクストし(繋げて)、社会に貢献できることを目標に発展できるよう、社名(商号)は現状の「株式会社コネクトホールディングス」を継続し、当社を持株会社、S B Y社 1 社を事業会社とするグループ体制を当面の間維持してまいります。

(注) 商品又はサービスの企画、開発、プロデュース、製造、提供を一貫して行うビジネススキームを「ビジネスアライアンス」と位置づけており、店舗運営と併せた事業展開を物販事業セグメントとして定義しております。

2. 株式譲渡に係わる債権債務について

(1) 当社に対すC T社の株式譲渡前の債権債務について(平成 24 年 8 月 31 日時点予定)

①未収入金	49,481 (千円)
②短期借入金	△117,758 (千円)
③未払費用	△4,312 (千円)
④未払金	△1,100 (千円)
当社に対する債務残高合計	△73,689 (千円)

(2) 佐藤辰夫氏に対するC T社の株式譲渡前の債権債務について

短期借入金 △100,000 (千円)

当社社外取締役であり、当社の支配株主である佐藤辰夫氏より、平成24年7月4日付にて、100,000千円を無利息、無担保、無保証でC T社が借り入れております。

※詳細につきましては、平成24年7月4日にお知らせしております「子会社における資金の借入及び行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）（MSワラント）調達資金使途等修正に関するお知らせ」をご覧ください。

(3) C T社の株式譲渡後の債権債務について

①当社はC T社の譲渡に先立ち、当社が保有する上記73,689千円（予定）の債権を平成24年8月31日付にて放棄いたしますが、内部取引のため、連結業績には影響を与えません。

なお、債権放棄額は平成24年8月31日時点の予定金額であり、その後の精査によって金額が変更される場合があります。

②C T社は100,000千円の借入を保有したまま、佐藤辰夫氏に対し、同社の株式を譲渡いたしますので、当社グループとしての借入金による債務は消滅いたします。

3. 異動する連結子会社の概要

(1) 名称	株式会社コネクトテクノロジーズ	
(2) 所在地	東京都港区六本木六丁目1番24号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 堀口利美	
(4) 設立年月日	平成12年5月18日	
(5) 事業内容	1. 顧客企業向けシステム開発、サーバ構築などのソリューション提供事業 2. エンドユーザー向け直接通信サービスの提供、ソフトウェアの検証請負、自社コンテンツの立ち上げ事業 3. ITを駆使した環境エネルギー事業	
(6) 資本金	5000万円	
(7) 発行済株式総数	123,846株	
(8) 大株主及び持株比率	株式会社コネクトホールディングス 123,846株 (100%)	
(9) 決算期	8月31日	
(10) 従業員数	4名	
(11) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の100%出資子会社であります。
	人的関係	当社代表取締役堀口利美氏が当該子会社の代表取締役を、当社社外取締役佐藤辰夫氏が当該子会社の取締役を、当社取締役長倉統己氏が当該子会社の取締役を兼務しております。また、当社従業員矢野浩司氏が当該子会社の監査役を兼務しております。
	取引関係	上記「2. 株式譲渡に係わる債権債務について」記載のとおり債権放棄を行いましたので、当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(12) 当該会社の最近3年間及び直近の経営成績及び財政状態				
決 算 期	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年6月末 現在
純 資 産	471,484 千円	159,638 千円	55,662 千円	△89,010 千円
総 資 産	683,935 千円	242,202 千円	213,310 千円	151,654 千円
1 株 当 たり 純 資 産	7,710.68 円	1,567.12 円	449.45 円	△718.72 円
売 上 高	597,688 千円	394,547 千円	218,815 千円	92,410 千円
営 業 利 益	△552,269 千円	△415,411 千円	△261,209 千円	△159,792 千円
経 常 利 益	△576,096 千円	△464,733 千円	△290,050 千円	△133,834 千円
当 期 純 利 益	△1,309,224 千円	△465,096 千円	△184,726 千円	△143,776 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△21,641.86 円	△5,208.48 円	△1,582.60 円	△1,160.93 円
1 株 あ たり 配 当 金	—円	—円	—円	—円

4. 株式譲渡の相手先の概要

- (1) 氏名 佐藤辰夫氏（当該子会社取締役兼当社社外取締役）
- (2) 住所 愛知県名古屋市熱田区
- (3) 上場会社と当該個人の関係 当社社外取締役であります。
当該個人が取締役を務める有限会社ブレーンから資金の借入（平成24年8月31日現在 61.1百万円）を行っております。
なお、平成24年7月4日付にて、100,000千円を無利息、無担保、無保証でCT社が当該個人より借り入れております。
当社の支配株主であり、当社株式32,000,000株（平成24年8月31日現在 所有割合65.50%）を所有しております。
その他特筆すべき関係はありません。

5. 譲渡株式数、譲渡価格の状況

- (1) 異動前の所有株式数 123,846株（所有割合100%）
- (2) 異動株式数 123,846株（譲渡価額 1円）
- (3) 異動後の所有株式数 0株（所有割合 0%）

6. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は支配株主との取引等に該当します。

- (1) 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」との適合状況について

当社は支配株主との取引を行う際は、平成23年12月5日に提出しておりますコーポレートガバナンス報告書に「法令に準拠した手続きを実施し、一般の取引条件と乖離することなく、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する。」と規定しており、当該取引については、取締役会の決議によって、第三者が算定した譲渡価額を参考にして決議しており、決議の際も利益相反となることがないよう特別利害関係人である社外取締役佐藤辰夫氏は決議に参加していません。

従いまして当該取引は当社がコーポレートガバナンス報告書に規定する内容に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置について

上記に記載のとおり、公正性を担保するための措置として取締役会の決議によって、第三者が算定した譲渡価額を参考にして決議しており、利益相反を回避するための措置として、取締役佐藤辰夫氏は取締役会決議に参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について

本件株式譲渡につきまして、以下のとおり意見を入手しております。

①意見の入手日

平成24年8月31日

②意見の入手先

社外監査役大森勲氏、社外監査役水品靖芳氏、社外監査役大松澤清隆氏 計3名

③意見の内容

- i 譲渡価額算定根拠の適正性については、算定機関が平成24年8月10日に算定した株価算定結果を参考としている。
- ii 算定機関による株価算定においては、平成24年6月末現在の財務諸表等の諸資料、及び対象会社の置かれている状況等を総合的に検討した結果として算出されている。
- iii 当該株価算定結果については、DCF法、市場株価平均法、類似上場会社法、配当還元法、純資産法の評価方法から検討を行っている。その中でも、CT社の経営推移に鑑みてCT社が来期以降も利益を発生させることは非常に困難であると判断している点、及びCT社の譲渡を前提としている点から、当社並びにCT社が来期以降のCT社の事業計画を策定していないためDCF法が不採用であったこと、当社がCT社を利用して今後もビジネスを行う意思を有しておらず、単なる財産としての性格が強くなっている観点より、純資産法が選択されたことは合理性があると判断する。
- iv 株式譲渡先、譲渡株式数、譲渡価格並びに取締役会における利益相反の問題点を考慮した決議方法についても合理性があると判断する
- v CT社の増収の見込みが立たず、経費削減の対策を施すも根本的な収益改善にはいたっていない点、当社グループ全体を黒字経営に転換させることが最重要課題である点から考慮すると当該取引は、相当性、合理性があると判断する
- vi 以上により、当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

当社といたしましても、以上の意見と同様の考えであり、本件株式譲渡は法令に準拠した手続きを実施し、一般の取引条件と乖離することなく、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しているものと判断しております。

なお、算定機関による株価算定における算定内容の要旨は以下のとおりであります(以下、内容を要約して記載しております)。

記

本算定書においては、評価対象会社の株式価値を一義的に算出することが目的ではなく、検討されている株式譲渡計画の譲渡価格の妥当性を検討する際の参考値として使用されるという貴社の目的に鑑みて、一定の算定方法により、株式価値を算出することとした。本算定書において採用検討した算定方法および選定根拠は以下の通りである。

DCF法は、主たる事業により将来に生み出すと期待されるキャッシュフローを、一定の

割引率によって現在価値に割り引くことにより事業価値を算出し、有利子負債などを加減算して株式価値を算出する方法である。対象会社を継続的に保有する場合、一般的には将来キャッシュフローの獲得を期待することとなるが、対象会社においては、過去継続して事業からキャッシュフローを創出しておらず、今後の事業計画自体も策定していないため、この評価方法の採用は行わない。

市場株価平均法は、評価対象会社が証券取引所に上場している場合、その株価を参考にして株式価値を評価する方法である。評価対象会社は非公開企業であり、公正な市場株価が形成されていないことからこの評価方法の採用は行わない。

類似上場会社法は、評価対象会社と類似する上場会社の市場株価を比較考量して、評価対象会社の株式価値を評価する方法である。企業規模、事業内容の同一性が認められる上場企業がないこと、及び実質的に債務超過の可能性があり上場企業との比較考量を行う合理性が認められないことから、その評価方法の採用は行わない。

配当還元法は過去に行われた配当の金額を一定の割引率で割り引くことによって算定する方法である。一般的に配当によって投資額を回収するのみでしか方法がない非上場株式の評価に用いられるが、ここ数年、経営成績の悪化から配当実績もないことから本評価方法の採用は行わない。

純資産法は、株主の持ち分としての純資産の価値によって株式の価値を評価する方法である。会計上の純資産（簿価純資産）を用いる簿価純資産法と、資産及び負債を時価に修正した純資産（時価純資産）等を用いて評価する時価純資産法などがあり、現在のところ、対象会社を利用して今後もビジネスを行う意思を有しておらず、単なる財産としての性格が強くなっているため、財産価値を反映する純資産法が本件算定の目的には合致する。また、評価対象会社において、含み損益を有する重要な資産は限られていることから、簿価純資産法をベースとし、別途実施した財務調査の結果に基づき、一部の資産の帳簿価額を見直す方法によることとした。

算定の結果、時価総額がマイナスのため、譲渡価額を1円とした。本来であれば時価総額についてマイナス表記はありえないものの、現親会社が評価対象会社に貸し付けている資金については債権放棄を行う可能性があり、あえてマイナス値についても表記することとした。ただし、この場合でも株主は有限責任しか負わないことから、株式価値には備忘価格の1円を付している。

以上

上記の簿価純資産法により算定された時価総額は△84,891千円、株式価値（譲渡価額）は1円であり、当社が予定していた債権放棄を実行したものとして算定した時価総額は△11,202千円、株式価値（譲渡価額）は1円となります。

当社としては上記において算定された価額を参考にしつつ、C T社が債務超過である点に鑑み、譲渡先の佐藤辰夫氏と協議のうえ、譲渡価額を1円とすることを決定いたしました。

7. 日程

- (1) 取締役会決議 平成24年8月31日（金）
- (2) 株式譲渡契約締結 平成24年8月31日（金）
- (3) 株式譲渡日 平成24年9月1日（土）

8. 行使価額修正条項付第3回新株予約権の調達資金使途修正について

上記「2. 株式譲渡に係わる債権債務について」記載のとおりC T社の譲渡により、佐藤辰夫氏への当社グループとしての借入金による債務が消滅することに伴い、新株予約権行使による調達す

る資金の額、使途及び支出予定時期を以下のとおり修正いたします。

(1) 修正経緯について

- ①平成24年5月11日付「行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ（MSワラント）」にて調達する資金の具体的な使途をお知らせしております。
- ②平成24年7月4日付「子会社における資金の借入及び行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）（MSワラント）調達資金使途等修正に関するお知らせ」にて借入に伴い、調達する資金の具体的な使途を修正しております。
- ③平成24年8月31日付にて上記「2. 株式譲渡に係わる債権債務について」記載のとおり、CT社が譲渡されますので、これに伴い、調達する資金の具体的な使途を修正いたします。

(2) 修正内容

修正内容は下記のとおりであり、修正箇所には_____下線を付しております。

なお、計画通りに新株予約権の行使が進まない場合、調達金額の減少が生じることとなるため、調達金額の減少が生じた場合につきましては、SBY社販売促進費及び広告宣伝費等、SBY社新店あるいは新業態等準備費、有限会社ブレーン返済、有限会社インターコスモス返済、堀口利美氏返済の順で資金を充当することといたします。

また、新株予約権の行使につきましては、平成24年8月31日現在、新株予約権の行使が62.5百万円あり、SBY社における販売促進費及び広告宣伝費等に41.7百万円、有限会社ブレーンへの借入金元金返済に20.8百万円充当しております。

<修正前>

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(2) 調達する資金の具体的な使途

資金使途	金額
株式会社SBYの販売促進費及び広告宣伝費	53.2百万円 (※)
有限会社ブレーンへの借入金元金返済	83.2百万円 (元金82百万円及び利息1.2百万円)
有限会社インターコスモスへの借入金元金返済	10.0百万円 (元金10百万円及び利息0百万円)
堀口利美氏への借入金元金返済	22.4百万円 (元金22.4百万円及び利息0百万円)
佐藤辰夫氏への借入金元金返済	100.0百万円

(3) 調達する資金の支出予定時期

資金使途	支出予定時期（当社の想定時期）
株式会社SBYの販売促進費及び広告宣伝費	平成24年7月～平成25年8月 (各月3.80百万円) (※)
有限会社ブレーンへの借入金元金返済	平成24年7月～平成25年8月 (各月5.94百万円)
有限会社インターコスモスへの借入金元金返済	平成24年7月～平成25年8月 (各月0.71百万円)
堀口利美氏への借入金元金返済	平成24年7月～平成25年8月 (各月1.60百万円)
佐藤辰夫氏への借入金元金返済	平成25年8月 (100.00百万円)

<修正後>

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(2) 調達する資金の具体的な使途

資金使途	金額
株式会社S B Yの販売促進費及び広告宣伝費	68.2百万円 (※)
有限会社ブレーンへの借入金元金返済	83.2百万円 (元金82百万円及び利息1.2百万円)
有限会社インターコスモスへの借入金元金返済	10.0百万円 (元金10百万円及び利息0百万円)
堀口利美氏への借入金元金返済	22.4百万円 (元金22.4百万円及び利息0百万円)
株式会社S B Y新店あるいは新業態等準備費	100.0百万円

(3) 調達する資金の支出予定時期

資金使途	支出予定時期 (当社の想定時期)
株式会社S B Yの販売促進費及び広告宣伝費	平成24年7月～平成25年8月 (各月4.87百万円) (※)
有限会社ブレーンへの借入金元金返済	平成24年7月～平成25年8月 (各月5.94百万円)
有限会社インターコスモスへの借入金元金返済	平成24年7月～平成25年8月 (各月0.71百万円)
堀口利美氏への借入金元金返済	平成24年7月～平成25年8月 (各月1.60百万円)
株式会社S B Y新店あるいは新業態等準備費	平成25年1月以降 (100.0百万円)

(※) 修正前と修正後において合計金額が異なるのは、平成24年7月4日付での修正においては、既に行使された新株予約権 (15 百万円) を充当した後の残額を記載しておりましたが、本来であれば当初予定に対しての修正であるため、この度の修正において、充当前の金額に対する修正としております。

9. 今後の見通し

異動に伴う連結業績への影響につきましては現在精査中であり、これに伴う業績予想への影響は判明次第お知らせいたします。

また、中期経営計画につきましては見直しが必要であり、現在精査中でありますので平成 24 年 10 月上旬をめどに確定次第お知らせいたします。

以 上